

資料編 第3章 先進事例・用語解説

①【グリーン購入法】

グリーン購入法とは、正式には、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成13年4月1日から施行されています。国の機関などが物品を調達する際、できるだけ環境へ与える負荷が少ないものを調達するように定めた法律です。地方自治体・民間にもグリーン購入の輪を広げ、国全体の環境物品の需要を促進しようとするものです。

本県においても、平成14年3月に「奈良県庁グリーン購入調達方針」を策定し、グリーン購入に積極的に取り組んでいます。

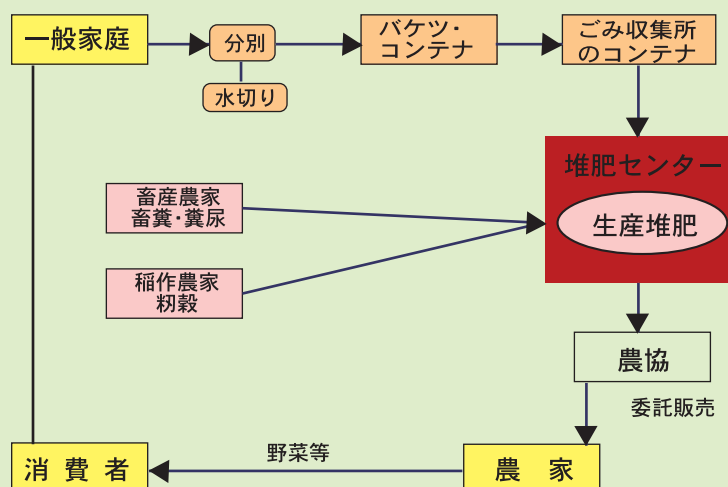
②【生ごみリサイクル(山形県長井市)】

長井市では、有機肥料の地域自給、生ごみの堆肥化による有機資源の地域循環の可能性を探るため、『台所と農業をつなぐながい計画(レインボープラン)』を策定しています。

同プランは、家庭の生ごみから作った堆肥を農地に還元し、そこで生産した農産物を再び家庭に供給するまでの一貫した地域循環システムの構築を目的としています(下図参照)。

同プランに沿って整備された「長井市レインボープランコンポストセンター」は、平成8年11月に完成しました。この施設での処理量は年間約2,400トンです。

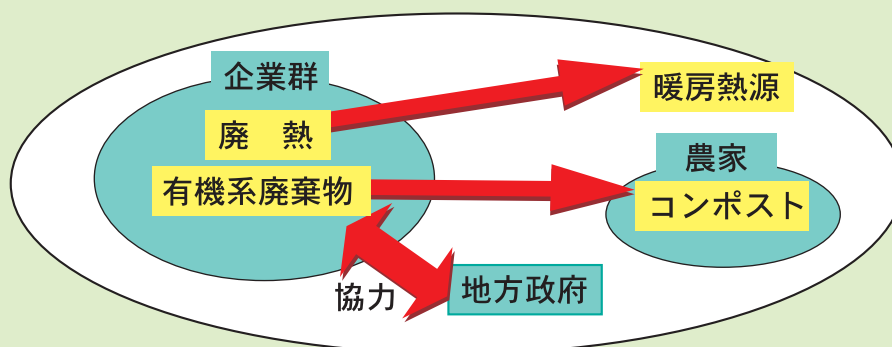
現在、できた堆肥を循環させるため、堆肥を利用した土づくりを通して栽培される農産物の有機農産物認証制度の内容についての検討を行っています。



③【産業エコシステム(産業間の連携と周辺地域との協力の例)】

デンマーク・カルンボーにおける産業エコシステムは、1960年代後半より、カルンボー地区に立地する企業群が、工場廃棄物の相互利用による、環境負荷・環境対策費用の軽減と付加価値製品の開発・販売を実現した初の事例といわれています。

この企業群は、地方政府と協力しながら、廃熱を地域の暖房熱源として供給し、また薬品工場の有機系廃棄物をコンポスト化して周辺農家に提供しています。これらの成果は、産業企業群が地域社会との間に環境改善・資源有効利用に関して協力関係を築いたことによってもたらされたものであり、将来の循環型社会における企業と地方公共団体・地域社会のあり方を示すものと言えます。



④【ゼロ・エミッション】

ゼロ・エミッションは、国連大学が1994年(平成6年)4月に提唱した研究構想です。

排出する廃棄物を相互に利用する事業所集団(クラスター)を構成して、クラスター毎に廃棄物ゼロを実現するという考え方です。

⑤【「環境保全功労賞」制度】

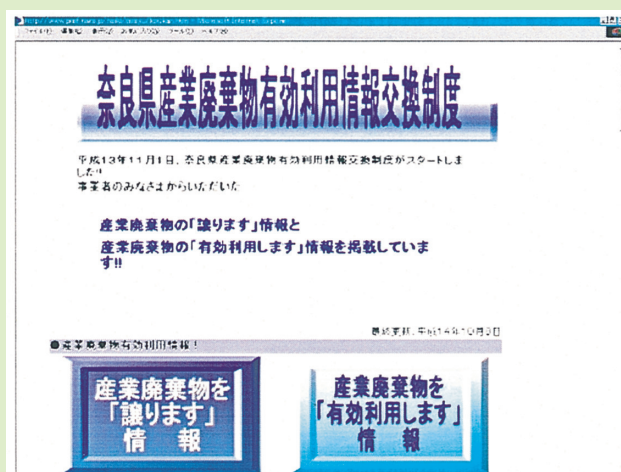
県では、地球温暖化防止、ごみの減量・資源化、水質の保全等、環境の保全と創造に関する活動に関し、特に顕著な功績のあった個人や団体、事業所を表彰し、その功績をたたえる「奈良県環境保全功労賞」制度を実施しています。

⑥【「地球環境賞」制度】

奈良市では、市民・事業者が主体となったごみ減量・リサイクル実践活動の拡大を目指して、市内において長年にわたって実践活動に取り組み、その実績をあげている市民団体や事業所の活動内容を顕彰する「地球環境賞」制度を平成7年度より実施しています。また、ごみ減量・リサイクルに関して、学校や自治会、婦人会等の各種団体の活動に役立ててもらうための啓発用ビデオの貸し出しを行うなどの情報提供も併せて行っています。

⑦【奈良県産業廃棄物有効利用情報交換制度】

「奈良県産業廃棄物有効利用情報交換制度」は、廃棄物を「循環資源」として再生利用するために、県内事業者に対して、産業廃棄物の「譲ります」情報と「有効利用します」情報を募集し、ホームページ上で掲載することにより、掲載された廃棄物の有効利用の促進を図っています。このような情報交換の場を県が広く知らしめるとともに、事業者も積極的に活用していく必要があります。



ホームページアドレス<http://www.pref.nara.jp/haiki/bosyu/koukan.htm>